

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 情報の保護及び管理に係る通則
 - 第1節 市の責務(第5条—第9条)
 - 第2節 職員の責務(第10条)
 - 第3節 受託者等の責務(第11条—第12条の3)
- 第3章 電子情報の保護対策
 - 第1節 基本原則(第13条)
 - 第2節 人的情報保護対策(第14条・第15条)
 - 第3節及び第4節 削除
 - 第5節 緊急事態への対応(第25条・第26条)
- 第4章 自己点検、監査、市民参画(第27条—第32条)
- 第5章 雑則(第33条—第36条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、デジタル社会の進展に伴い、市における情報の利用が多様化し、拡大していることに鑑み、市の保有する情報の保護及び管理に関する基本的仕組みを定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市民の権利利益を保護し、もって市民の安心と信頼を確保することを目的とする。

(令4条例58・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)(以下「地方独立行政法人」という。)をいう。
- (2) 職員 実施機関の職員(地方独立行政法人の役員を含む。)をいう。
- (3) 市の保有する情報 職員が職務上作成し、又は取得した情報であって、職員又は実施機関が保有する全ての情報をいう。
- (4) 行政文書 市の保有する情報のうち、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画(写真及びフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。
- (5) 電子情報 市の保有する情報のうち、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた情報であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 情報システム 電子計算機により継続的に情報を処理する仕組み(ネットワーク上のものを含む。)をいう。
- (7) ネットワーク 電子計算機等を相互に接続し、情報を伝送するための通信回線網その他の仕組みをいう。
- (8) 外部サービス 実施機関以外の者が、官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を用いて提供するサービスその他の情報システムの一部又は全部の機能を提供するものをいう。
- (9) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき実施機関に派遣された者をいう。

(令4条例58・一部改正)

(基本理念)

第3条 市(地方独立行政法人を含む。以下同じ。)は、市の保有する情報が市と市民とが共有する財産であるとの基本認識に基づいて、市の保有する情報を適正に保護及び管理しなければならない。

- 2 市は、市の保有する情報を保護及び管理するに当たっては、行政の信頼性、安定性及び継続性を保持するよう努めなければならない。
- 3 市は、市の保有する情報を保護及び管理するに当たっては、秘密が漏れることなく、情報の正確性を保つとともに、利用を認められた者が必要なときに利用できるよう努めなければならない。
- 4 市は、市民の参画並びに情報の保護及び管理に関し優れた識見を有する者の助言を得て、市の保有する情報の保護及び管理に関する基本的仕組みを、継続的に検証し、その結果を踏まえて改善していかなければならない。(関連する制度)

第4条 市は、市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資するため、行政文書の公開を適正に行うとともに、市政に関する情報の積極的な公開に努めなければならない。

2 市は、市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保のため、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

3 第1項の情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

4 第2項の個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)その他の個人情報の保護に関する法令(条例を含む。以下同じ。)の定めるところによる。

(令4条例58・一部改正)

第2章 情報の保護及び管理に係る通則

第1節 市の責務

(保護管理体制)

第5条 市長は、市の保有する情報の保護及び管理に関する方針を決定するため情報安全会議を設置する。

2 情報安全会議は、市長及び副市長の職にある者並びに市長が指名する者をもって構成する。

3 市の保有する情報の保護及び管理の状況を内部審査するため、情報安全会議に情報審査委員会を設置する。

4 ネットワークに接続された電子計算機等及びネットワークを利用する情報システムにおいて取り扱う電子情報に関して、総合的に保護対策を講ずるため、情報安全会議に電子情報保護部会を設置する。

5 前各項に定めるもののほか、情報安全会議、情報審査委員会及び電子情報保護部会に関し必要な事項は、規則で定める。

(令4条例58・一部改正)

(行政文書の管理)

第6条 実施機関は、行政文書を適正に管理しなければならない。

2 実施機関は、規則で定めるところにより、行政文書の管理に関する定めを設けるものとする。

3 前項の規則においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関して必要な事項について定めるものとする。

(情報の取扱いの基本原則)

第7条 実施機関は、市の保有する情報を作成、閲覧、送信、保存、廃棄等するとき(以下「情報を取り扱うとき」という。)には適切な保護対策を講じなければならない。

2 前項の保護対策に係る基準は、規則で定める。

3 実施機関は、市の保有する情報を取り扱うときには、漏えい、滅失又はき損されないよう、この条例及びこの条例に基づく規則に定める事項を遵守しなければならない。

(組織における情報の取扱い)

第8条 実施機関は、課、公所その他の組織の長に、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護及び管理の方法を定めさせなければならない。

(情報活用能力の向上)

第9条 実施機関は、情報の保護及び管理に関する研修等により、職員の情報活用能力の向上に努めなければならない。

第2節 職員の責務

第10条 職員は、市の保有する情報を取り扱うときは、法令等を遵守しなければならない。

2 職員は、市の保有する情報(職務上知ることができた秘密に限る。第4項において同じ。)を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 職員は、その職務目的以外で市の保有する情報を閲覧又は利用してはならない。

4 職員は、市の保有する情報又は市の保有する情報が記録された文書その他のものを、職務遂行上必要な場合として規則で定める場合を除き、外部へ送信等し、又は持ち出してはならない。

5 職員は、自ら情報活用能力の向上に努めなければならない。

(令4条例58・一部改正)

第3節 受託者等の責務

(令4条例58・改称)

(受託者等の責務)

第11条 次の各号に掲げる者(以下「受託者等」という。)は、当該各号に定める業務を行う場合は、市の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 実施機関から市の保有する情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。) 市の公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務

(3) 市との間の合意又はこれに準ずるものに基づき市と共同で事業を行う者 当該事業に係る業務

(4) 前3号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務

2 受託者等又は前項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該業務に関して知り得た市の保有する情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

(令4条例58・全改)

(委託等に伴う措置)

第12条 実施機関は、受託者等に前条第1項各号に定める業務を行わせるとき又は外部サービスを利用するときは、市の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。

(令4条例58・全改)

(派遣労働者に対する指揮監督)

第12条の2 実施機関は、派遣労働者を市の保有する情報を取り扱う業務に従事させるときは、市の保有する情報を適切に取り扱うように指揮監督しなければならない。

(令4条例58・一部改正)

(派遣労働者の責務)

第12条の3 派遣労働者又は派遣労働者であった者は、前条の業務に関して知り得た市の保有する情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

(令4条例58・一部改正)

第3章 電子情報の保護対策

第1節 基本原則

(電子情報の保護対策)

第13条 市は、情報化の推進により、市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためには、市の保有する電子情報の保護及び管理を適切に実施していくことが必要であることに鑑み、第15条及び第25条の規定によるほか、別に定めるところにより、電子情報の特性に応じた人的情報保護対策、物理的情報保護対策及び技術的情報保護対策を適切に講じなければならない。

(令4条例58・一部改正)

第2節 人的情報保護対策

第14条 削除

(令4条例58)

(電子情報保護統括管理者等)

第15条 第5条に規定する保護管理体制のほか、電子情報の総合的な保護対策を推進するため、電子情報保護統括管理者その他の管理者を置くものとする。

2 前項の管理者の名称、設置する組織、役割、権限その他の事項は、規則で定める。

第3節及び第4節 削除

(令4条例58)

第16条から第24条まで 削除

(令4条例58)

第5節 緊急事態への対応

(緊急事態対応計画)

第25条 市長は、名古屋市電子情報保護緊急事態対応指針(電子情報が侵害される緊急の事態に備えた総合的な対応に関する指針をいう。以下「対応指針」という。)を策定しなければならない。

2 実施機関は、対応指針を踏まえ、緊急事態対応計画を策定しなければならない。

第26条 削除

(令4条例58)

第4章 自己点検、監査、市民参画

(自己点検)

第27条 実施機関は、所管する組織における情報の保護及び管理の状況を、自ら点検しなければならない。

2 実施機関は、前項の点検の結果により、必要な改善措置を講じなければならない。

第28条 市長は、市の保有する情報の保護及び管理の状況並びに前条の自己点検の結果を、情報審査委員会に審査させなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果により、実施機関に必要な改善措置を講じさせなければならない。

(システム監査)

第29条 市長は、実施機関に対し、必要に応じて、電子情報の保護及び管理の状況について、システム監査(電子情報の保護及び管理に関し優れた識見を有する者に行わせる監査をいう。以下同じ。)をさせなければならない。

2 市長は、前項のシステム監査の結果により、実施機関に必要な改善措置を講じさせなければならない。

(専門家からの意見聴取)

第30条 市長は、必要に応じて、情報の保護及び管理に関し優れた識見を有する者から、市の保有する情報の保護及び管理の状況に関し意見を聴取するものとする。

2 市長は、前項の意見により、実施機関に必要な改善措置を講じさせなければならない。

(市民への情報提供)

第31条 市長は、毎年度、自己点検、内部審査、システム監査、専門家からの意見等をもとに、市の保有する情報の保護及び管理に関する状況を、市民へ情報提供しなければならない。

(市民からの苦情申出)

第32条 実施機関は、市の保有する情報の保護及び管理の状況に関して、市民から苦情又は意見があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

第5章 雑則

(出資法人等の責務)

第33条 市が出資する法人等であって、規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨の通り、適切な情報の保護及び管理に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、必要な指導に努めなければならない。

(勧告及び公表)

第34条 市長は、受託者等がこの条例の規定又は第11条第1項各号に定める業務に係る義務に違反したことにより、同項各号に定める業務に関して知り得た市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、当該受託者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告した場合において、当該受託者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表をしようとする場合は、あらかじめ、公表の対象となる者に対しその旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

(令4条例58・一部改正)

(罰則)

第35条 職員(実施機関が議長である場合にあっては、市会事務局の職員に限る。以下同じ。)若しくは職員であった者、第11条第1項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は実施機関において市の保有する情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、その業務に関して知り得た市の保有する情報(地方公共団体等行政文書(個人情報保護法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。))又は市会行政文書(名古屋市個人情報保護条例(令和4年名古屋市条例第56号)第26条第1項ただし書に規定する市会行政文書をいう。))に記録されているものに限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。ただし、法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(令4条例58・全改)

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第11条、第12条及び第33条から第35条までの規定は、平成16年10月1日から施行する。

(名古屋市情報公開条例の一部改正)

2 名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(名古屋市個人情報保護条例の一部改正)

3 名古屋市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成17年条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第42号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第72号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第67号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第58号)

この条例は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第27号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(平成24年政令第210号で平成24年10月1日から施行)

附 則(令和4年条例第58号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。